（質屋個人用）

（質屋代表者及び業務を行う役員用）

誓　約　書

私は、質屋営業法第３条第１項第４号に掲げる、

心身の故障により質屋の業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの

に該当しないことを誓約します。

福井県公安委員会　　様

年　　月　　日

住　所

氏　名

備考　内閣府令で定めるものは、「精神機能の障害により質屋の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」（施行規則第３条の２第１項）をいいます。